

北九州市議会タブレット端末管理及び使用基準 新旧対照表

新	旧
<p>(端末機の一般的使用制限事項) 第14条 略</p> <p>2 端末機にあらかじめ搭載されているアプリ等の使用範囲は、原則として端末機の使用範囲内で使用することができるものとする。</p>	<p>(端末機の一般的使用制限事項) 第14条 略</p> <p>2 端末機にあらかじめ搭載されているアプリ等の使用範囲は、原則として端末機の使用範囲内で使用することができるものとする。<u>ただし、双方向によるコミュニケーションを可能とするソフトウェア（メールやSNS等）の使用は、行わないものとする（システムの利用等に伴う事務的なメールの受信は、除く。）。</u></p>
<p><u>3 削除</u></p>	<p>3 アプリ等の追加は、端末機の使用範囲に照らして、全議員を対象としてあらかじめその使用を了承するアプリ等については、議会運営委員会で協議する。使用者が個別に、新たにアプリ等を端末機にインストールし使用する場合は、議会運営委員会で協議の上、議長の許可を得るものとする。</p>
<p><u>4 削除</u></p>	<p>4 前項における、個別の使用者によるアプリ等のインストール等に別途費用を要する場合は、当該議員が負担し、アプリ等を適正に管理し使用するものとする。</p>
<p><u>5 削除</u></p>	<p>5 議長は、端末機にインストールされたアプリ等について、情報セキュリティの確保その他端末機の適正な管理を行うために必要があると認められる場合には、当該アプリ等をアンインストールし、又は使用者にアンインストールを指示することができる。この場合において、使用者がアプリ等の購入又は使用に要した費用は、これを補償しない。</p>

新	旧
<p><u>(メールやSNS等の使用)</u></p> <p><u>第15条 双方向によるコミュニケーションを可能とするソフトウェア(メールやSNS等)の使用は、議会活動に限ることとし、この基準に定める禁止事項等を遵守するとともに、「北九州市ソーシャルメディア活用に関するガイドライン」も参考に使用するものとする。</u></p> <p><u>(アプリ等の追加)</u></p> <p><u>第16条 アプリ等の追加は、端末機の使用範囲に照らして、全議員を対象としてあらかじめ使用を了承するアプリ等については、議会運営委員会で協議する。使用者が個別に、新たにアプリ等を端末機にインストールし使用する場合は、議会運営委員会で協議の上、議長の許可を得るものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定によりアプリ等を追加しようとする議員や会派は、招集告示日に行われる議会運営委員会が開催される1週間前までにタブレット端末アプリ等インストール申請書(第1号様式)により、議長にアプリ等の追加の申請をしなければならない。</u></p> <p><u>3 議長は、前項の規定による申請があったときは、申請書に基づく議会運営委員会の協議を経てアプリ等の追加を決定し、タブレット端末アプリ等インストール決定通知書(第2号様式)により、議会運営委員会を経由して申請者に通知するものとする。</u></p> <p><u>4 前項における、個別の利用者によるアプリ等のインストール等に別途費用を要する場合は、当該議員が負担し、アプリ等を適正に管理し使用するものとする。</u></p>	

新	旧
<p>5 <u>議長は、端末機にインストールされたアプリ等について、情報セキュリティの確保その他端末機の適正な管理を行うために必要があると認められる場合には、当該アプリ等をアンインストールし、又は使用者にアンインストールを指示することができる。この場合において、使用者がアプリ等の購入又は使用に要した費用は、これを補償しない。</u></p> <p>(端末機の会議等における使用制限事項) <u>第17条 略</u></p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>削除</u></p> <p>4 使用者は、<u>会議等において</u>端末機を使用の際、インターネットを利用しての情報の閲覧収集は、当該会議等の議題に関する情報についてのみ認め、その他の情報については禁止する。</p> <p>5 略</p> <p>(補足) <u>第18条 略</u></p>	<p>(端末機の会議等における使用制限事項) 第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 使用者は、議会の会議において端末機を使用の際、クラウド型ファイル管理システム以外のアプリ等を使用した、インターネットを利用しての情報の閲覧収集を行わないものとする。</p> <p>5 使用者は、<u>議会の会議以外の会議等において</u>端末機を使用の際、インターネットを利用しての情報の閲覧収集は、当該会議等の議題に関する情報についてのみ認め、その他の情報については禁止する。</p> <p>6 略</p> <p>(補足) 第16条 略</p>

新

附 則
この基準は、令和元年10月1日から施行する。

附 則
この基準は、令和2年10月5日から施行する。

第1号様式（第16条関係）

第1号様式(第16条関係)

市議会タレット端末アプリインストール申請書

年 月 日

北九州市議会議長 様

会 派 _____
議員氏名 _____
※複数名の場合は以下の空欄にご記入下さい。

北九州市議会タレット端末管理及び使用基準第16条第2項の規定により、次のとおり申請します。

アプリ名称	
アプリの使用目的	
費用 ※いずれかを○で囲んでください。	有 料 ・ 無 料
アプリの内容 ※内容がわかる資料があれば、添付してください。	

旧

附 則
この基準は、令和元年10月1日から施行する。

新

旧

第2号様式（第16条関係）

第2号様式(第16条関係)

市議会タブレット端末アプリ等インストール決定通知書

年 月 日

様

北九州市議会議長

年 月 日付で申請のあった端末機のアプリのインストールについて、北九州市議会タブレット端末管理及び使用基準第16条第3項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

アプリ名称	
決定内容	許 可 ・ 不 許 可
不許可の理由	

※アプリの使用にあたっては、「北九州市議会タブレット端末管理及び使用基準」を遵守すること。